

令和3年4月1日以降

小規模多機能型居宅介護「まつば」 利用料金表（概算）

1割負担者様用

(単位=円)

	介護保険対象サービス			介護職員処遇改善加算 (対象合計×10.2%)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (対象合計×1.2%)	(1割ご負担) ①	介護保険対象外サービス (全額ご負担)			参考例A	参考例B	参考例C	高額介護サービス費
	基本料金	サービス提供体制強化加算Ⅱ	総合マネジメント加算				宿泊費	食費1食	おやつ	週3回通う場合	毎週3泊する場合	毎日訪問	
										②	③	④	
要支援1	3,438	350	1,000	488	57	5,333	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	12,473	46,109	5,333	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要支援2	6,948	350	1,000	846	100	9,244	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	16,384	50,020	9,244	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介護1	10,423	350	1,000	1,200	141	13,114	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	20,254	53,890	13,114	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介護2	15,318	350	1,000	1,700	200	18,568	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	25,708	59,344	18,568	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介護3	22,283	350	1,000	2,410	284	26,327	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	33,467	67,103	26,327	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介護4	24,593	350	1,000	2,646	457	29,046	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	36,186	69,822	29,046	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介護5	27,117	350	1,000	2,904	342	31,713	2,006	朝食293円 昼食595円 夕食504円	100	38,853	72,489	31,713	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり

注: 介護職員処遇改善加算は介護保険対象合計額の1月分の料金に10.2%の加算、介護職員等特定処遇改善加算は介護保険対象合計額の1月分の料金に1.2%の加算を行うためと、令和3年4～9月新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せするため、実際の一か月の利用料金は上記の表とはわずかに異なる場合があります。

その他の加算額 一例 (該当時のみ発生いたします)

初期加算	1日 30円	30日間を限度といたします。
認知症加算Ⅰ	1ヶ月800円	主治医意見書の認知症高齢者日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方
認知症加算Ⅱ	1ヶ月500円	要介護度2で、認知症高齢者日常生活自立度のランクⅡに該当する方

注: その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

※1回あたりの食費(朝食293円、昼食595円、夕食504円)となります。また宿泊費は2,006円となります。

※おやつ代は1回100円となります。

※サービス提供外(上土幌町以外)への送迎及び訪問について1kmにつき40円かかります。

※サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用(理・美容代、教養娯楽費、外出時の買い物等)は、利用者負担となります。

高額介護サービス費

(介護保険対象額(1割ご負担分)が基準額を超えた場合は申請により払い戻しを受ける事ができます)

生活保護受給者の方=基準額15,000円

年金収入80万円以下の方=基準額15,000円

住民税非課税世帯の方=基準額24,600円

世帯のどなたかが住民税を課税されている世帯の方=基準額37,200円

課税所得が145万円以上で年収が単身383万円以上か2人以上520万円以上の方=基準額44,400円

\*該当になる方は市町村より案内が届きます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください。